

【フラット35】の不適正利用に 巻き込まれないために

【フラット35】は投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

こんな誘いにはご注意ください。

- ✓ 返済中のカードローンや車の借入を【フラット35】で一本化しましょう。
- ✓ 契約書を2つ作成しましょう。
みんなやっているから大丈夫。
- ✓ 【フラット35】は投資用物件にも利用できます。
- ✓ 金融機関には自己居住用と説明すればOK。
- ✓ 収入が少ない？
うまくやるので任せてください。
- ✓ 手続は全て私がやります。
勝手に金融機関と話をしないで。

虚偽の内容で借入申込みを行い、融資を受けることは詐欺行為です。
「悪徳事業者に騙された」では済まされません。
責任を問われるのはお客さま自身です。

【ご利用に当たっての注意事項】



- 機構では、転送不要郵便にて融資住宅あてに融資額残高証明書をお送りすること等により、申込ご本人またはそのご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。
確認の結果、申込ご本人等が入居せず、第三者への賃貸や民泊として使用するなどの投資用住宅としての利用や店舗・事務所などの目的外の利用が判明した場合は、お借入れの全額を一括して返済していただきますのでご注意ください。

不動産投資の甘い罠にご注意！



YouTube動画
公開中



【フラット35】の不適正利用に巻き込まれないためのご注意
を喫茶店のマスターが語る…ショートドラマ公開中。

この件に関するお問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター

0120-0860-35 通話
無料

お気軽にお電話ください。
土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。
営業時間 9:00~17:00

国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-0420(通話料金がかかります。)